

土浦市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

令和3年4月

土 浦 市

土浦市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市においても各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について関係機関で協議・対応してきました。

引き続き、関係機関が連携し通学路の安全確保を円滑に進めるため「土浦市通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 推進体制

本プログラムは、次の関係機関・部署で構成する「土浦市通学路安全対策協議会」（以下、「協議会」という。）で推進していきます。協議会は原則、毎年6月、1月の年2回開催します。

- ・国土交通省常陸河川国道事務所
- ・土浦警察署交通課
- ・土浦警察署生活安全課
- ・土浦土木事務所
- ・土浦市学校長会
- ・土浦市PTA連絡協議会
- ・土浦地区交通安全協会
- ・土浦市交通安全母の会
- ・土浦市都市政策部建築指導課
- ・土浦市建設部道路建設課
- ・土浦市建設部道路管理課（事務局）
- ・土浦市市民生活部生活安全課（事務局）
- ・土浦市教育委員会教育総務課（事務局）
- ・土浦市教育委員会学務課（事務局）
- ・土浦市教育委員会指導課

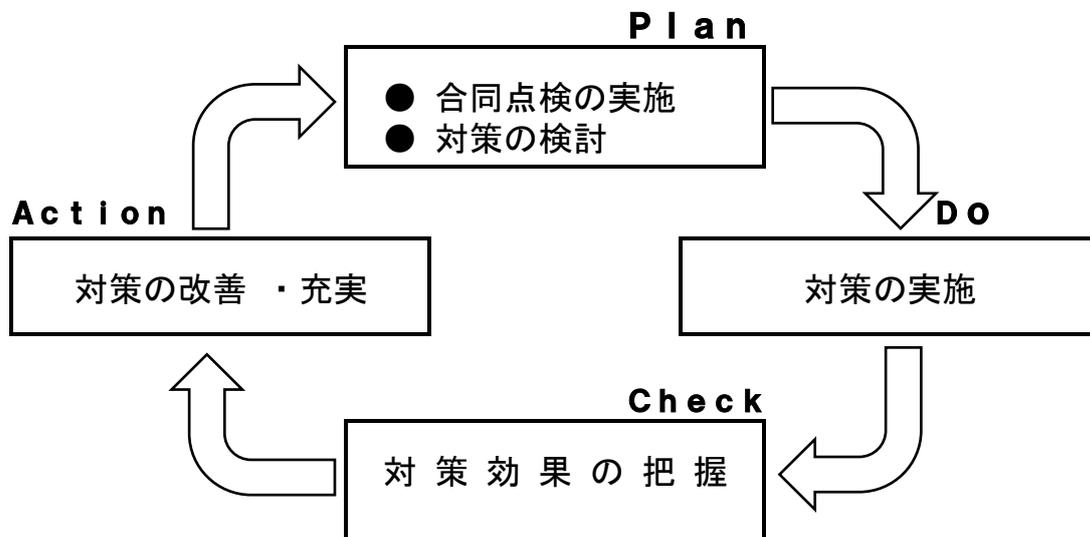
3 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、引き続き合同点検を実施するとともに、対策後の効果把握も行い、さらなる改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 危険箇所の把握及び合同点検の実施

○危険箇所の把握

- ・危険箇所調査を実施します。(※学校等への依頼，調査サイクルは4年とする。ただし，新興住宅地ができた等，状況の変化により必要に応じて，その都度調査を実施します。)
- ・学校，保護者，地域住民，自治会，一般ドライバー等からの危険箇所の連絡を関係機関で随時受け付けます。

○合同点検の実施

- ・効率的，効果的に合同点検を行うため，関係機関において，重点課題を設定し，合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施の際は，関係機関のほかに，学校，保護者，交通指導員，自治会等にも協力を求めながら実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について，箇所ごとに，道路拡幅・カラー舗装・歩道・注意喚起看板・横断歩道及び信号機設置等のハード対策や，交通規制や交通安全教室のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては，対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について，実際に期待した効果があがっているのか，また，児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。(※学校でのアンケート実施等により対策効果の把握に努めます。)

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も，合同点検や効果把握の結果を踏まえて，対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については，関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」を作成し，市のホームページ等で公表をしていきます。